

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部・薬務課

法令名	温泉法	法令の番号	昭和23年法律第125号				
不利益処分の種類	動力の装置の許可に係る現状回復命令	根拠条項	第11条第3項				
処分基準	<p>1 土地の掘削許可（温泉法第3条第1項の許可）に係る動力の装置が行われた場合において、当該許可を取り消したとき、又は当該動力の装置が行われた場所に温泉がゆう出しないときは、その許可を受けた者に対して原状回復を命ずることができる。許可を受けないで温泉のゆう出量を増加させるために動力を装置した者に対しても、同様とする。（温泉法第11条第3項で準用する同法第10条）</p>						
対応区分	① 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	薬務課	交付機関	薬務課	目次NO	4の4